

○八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

平成17年9月30日規則第42号

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成5年八尾市規則第13号）の全部を改正する。

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成16年八尾市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この規則における用語の意義は、法、浄化槽法及び条例の例による。

（一般廃棄物処理計画）

**第3条** 条例第8条第1項に規定する一般廃棄物処理計画とは、八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）、八尾市生活排水処理基本計画及び八尾市一般廃棄物処理実施計画（以下「一般廃棄物処理実施計画」という。）とする。

（ごみ減量推進員）

**第4条** 条例第12条第1項のごみ減量推進員（以下「推進員」という。）は、次に掲げる活動を行うものとする。

- （1）一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除く。）の減量、資源化及び適正な処理の推進並びに清潔の保持（以下「廃棄物の減量等」という。）に関して市が実施する施策に積極的に協力すること。
- （2）廃棄物の減量等に関する市民の自主的な活動の推進を図ること。
- （3）廃棄物の減量等に関する啓発を行うこと。
- （4）その他廃棄物の減量等に関し市長が定めること。

2 推進員の任期は、2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進員は、再任されることができる。

4 その他推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一般廃棄物の排出方法等）

**第5条** 家庭系廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げる

ところにより排出しなければならない。

- (1) 家庭系廃棄物を排出する場合は、一般廃棄物処理実施計画に規定する区分に応じて定められた収集日に所定の場所に持ち出すこと。ただし、年末年始その他これにより難しいときは、市長が別に定めるところにより持ち出すこと。
- (2) 可燃（燃やす）ごみ、埋立ごみ又は複雑ごみを排出する場合は、一般廃棄物処理基本計画に従い市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）を使用すること。
- (3) 資源物、容器包装プラスチック又はペットボトルを排出する場合は、これらのものを洗浄し、乾かした上で、指定袋を使用すること。
- (4) 簡易ガスボンベ及びスプレー缶等を排出する場合は、これらのものを使い切った上で、指定袋以外の透明又は半透明の袋を使用すること。
- (5) 粗大ごみ又は臨時ごみを排出しようとする場合は、これらのものの種類、形状及び量を明らかにしてあらかじめ市長に申し込み、その指定を受けた日及び場所に持ち出すこと。この場合において、これらのものが飛散し、又は転倒等しないように措置するとともに、交通の障害又は災害の誘発にならないように配慮すること。
- (6) 前号の規定により排出する粗大ごみには、条例別表に規定する粗大ごみ（収集、運搬及び処分を伴うものに限る。）に係る家庭用手数料（以下「粗大ごみ処理手数料」という。）の額に相当する粗大ごみ処理手数料券（様式第1号）を貼付すること。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集を行わないことができる。

- (1) 前項各号に定める方法により排出されていないと認められる場合
- (2) 著しく破損し、又は損傷した指定袋が使用された場合
- (3) 第7条第1項又は第3項の届出がない場合

3 事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）は、一般廃棄物処理実施計画に規定する区分に応じた定められた収集日に指定袋により所定の場所に排出しなければならない。ただし、年末年始その他これにより難しいときは、市長が別に定めるところにより持ち出さなければならない。

4 指定袋の配付方法は、市長が別に定める。

5 前各項に定めるもののほか、一般廃棄物の収集及び運搬に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬）

**第6条** 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機

器廃棄物（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）を排出しようとする者は、同法第9条の規定に基づく小売業者の引取義務のない場合に限り、当該特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を市長に依頼することができる。ただし、事業者は、その事業活動に伴って生じた特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を市長に依頼することはできない。

2 特定家庭用機器廃棄物を市に引き渡すときは、同法第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票を添付しなければならない。

（一般廃棄物の処理の届出）

**第7条** 土地又は建物の占有者又は管理者（以下「占有者等」という。）は、条例第15条の規定による届出を次の各号に定めるところにより行わなければならない。

（1）し尿の収集、運搬及び処分を依頼するときは、当該処理をすべき日の10日前までに届け出ること。

（2）前号に掲げるもののほか、家庭系廃棄物又は事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を依頼するときは、あらかじめ届け出ること。

2 市長は、前項の届出に関し、必要に応じて当該届出の内容について調査することができる。

3 占有者等は、第1項の届出の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

（処理を指示することができる事業系一般廃棄物）

**第8条** 条例第17条第1項の規則で定める品目は、特定家庭用機器廃棄物及び市長が別に定める品目とする。

2 条例第17条第1項の規則で定める事業系一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除く。）の量は、指定袋1袋を超える量とする。

（共同住宅等）

**第9条** 条例第20条第1項及び第3項の規則で定める共同住宅等は、共同住宅又は長屋であって、住宅戸数が20戸以上のものとする。

（適正処理困難物の指定）

**第10条** 市長は、条例第21条第1項の規定による適正処理困難物の指定をしようとするときは、あらかじめ八尾市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴くものとする。

（排出禁止物の指定）

**第11条** 市長は、条例第22条第1項各号のいずれかに該当するものとして排出禁止物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(一般廃棄物処理施設への受入れ基準等)

**第12条** 条例第23条第1項の規則で定める受入れ基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内で発生した一般廃棄物であること。
  - (2) 条例第22条第1項各号に掲げるものを除去してあること。
  - (3) 可燃(燃やす)ごみ、資源物、容器包装プラスチック、ペットボトル、埋立ごみ、複雑ごみ、簡易ガスボンベ及びスプレー缶等、粗大ごみ等適正に分別して、それぞれ指定された一般廃棄物処理施設に搬入すること。
  - (4) 焼却し、破碎し、又は埋め立てることが困難な形状、量又は寸法のものでないこと。
  - (5) 特定家庭用機器廃棄物でないこと。
  - (6) 前各号に定めるもののほか、一般廃棄物処理施設において、設備又は処理業務に支障を生じさせないものであること。
- 2 前項各号に定めるもののほか、一般廃棄物処理施設への受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般廃棄物の搬入方法等)

**第13条** 一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除く。)を市長の指定するごみ処理施設又は最終処分場に自ら搬入しようとする者は、一般廃棄物搬入申請書(様式第1号の2)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、搬入物の受入れの適否を審査し、適合者には、搬入の指示を行うものとする。

(多量排出事業者)

**第14条** 条例第24条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 小売業を行うための店舗の用に供される部分の延べ面積が1,000平方メートル以上である当該店舗で小売業を営む者
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院であって、病床数100床以上を有する病院を開設している者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学及び短期大学を設置している者
- (4) 2,000平方メートル以上の延べ面積を有する興行場、遊技場又は旅館若しくはホテルにおいて営業を行う者
- (5) 事務所の用に供される部分の延べ面積が3,000平方メートル以上である当該事務所で事業

活動を行う者

- 2 条例第24条第1項の事業系一般廃棄物の減量等に関する計画及び事業系一般廃棄物の適正な処理に関する実績報告書は、毎年、4月1日前1年間における実績に基づき、同日以後1年間の計画を事業系一般廃棄物減量計画等報告書（様式第2号）により作成し、その年の5月31日までに提出しなければならない。

（事業系廃棄物管理責任者）

**第15条** 条例第24条第2項の事業系廃棄物管理責任者は、その事業所から排出される事業系一般廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから選任しなければならない。

- 2 条例第24条第2項の規定による届出は、事業系廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（様式第3号）により行うものとする。

（事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準等）

**第16条** 条例第25条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 事業系一般廃棄物及び再利用の対象となる物（次号及び第3号において「再利用対象物等」という。）の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。
  - （2） 再利用対象物等を明確に区別でき、かつ、十分に収納できる規模であること。
  - （3） 再利用対象物等を衛生的に保管できること。
- 2 条例第25条第2項の事業用建築物のうち規則で定める大規模なものは、多量排出事業者がその事業を行う建築物とする。
- 3 条例第25条第2項の規定による事業系一般廃棄物の保管場所の届出は、廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書（様式第4号）により行うものとする。

（設置等の届出期限）

**第17条** 法第9条の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出又は同条第7項の規定による一般廃棄物処理施設に係る変更の届出は、工事に着工する日の30日（一般廃棄物の最終処分場については60日）前までに行わなければならない。

（設置等に係る縦覧の告示）

**第18条** 条例第27条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1） 対象施設（条例第26条に規定する対象施設をいう。以下同じ。）の名称及び設置の場所
- （2） 対象施設の種類及び当該対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- （3） 対象施設の処理能力（当該対象施設が最終処分場である場合には、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

- (4) 条例第26条に規定する生活環境影響調査の項目
- (5) 条例第26条に規定する調査書（以下「調査書」という。）を縦覧に供する場所、期間及び時間
- (6) 条例第27条第2項に規定する意見書（以下「意見書」という。）の提出先及び提出期限
- (7) その他市長が必要と認める事項  
(縦覧の手続)

**第19条** 調査書の縦覧をしようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書に氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びにその他市長が必要と認める事項を記入しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

**第20条** 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査書を許可なく縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 調査書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 管理上必要な指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

（意見書の記載事項）

**第21条** 条例第27条第2項の規定により意見書を提出しようとする者は、次に掲げる事項を当該意見書に記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見  
(一般廃棄物処理手数料の算定方法等)

**第22条** 条例第30条第1項の一般廃棄物処理手数料（以下「一般廃棄物処理手数料」という。）であって月額をもって徴収するものについては、徴収すべき事実がその月の15日以前に生じたときはその月分から、その月の16日以後に生じたときはその翌月分から徴収する。

2 条例別表に規定するごみの終末処分に係る事業用手数料及び家庭用手数料の算定の基礎となる数量は、廃棄物を一般廃棄物処理施設に搬入したときの計量値から当該廃棄物を一般廃棄物処理施設に投入した後の計量値を差し引いて計算した数量とする。この場合において、その数量が10キログラム未満のときは、10キログラムとして計算する。

- 3 条例別表に規定する規則で定めるものその他粗大ごみ処理手数料の算定方法等に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 4 条例別表に規定するし尿に係る普通手数料及び特殊手数料の算定の基礎となる数量は、その数量が18リットル未満のときは18リットルとし、18リットル以上である場合において18リットル未満の端数があるときはその端数を18リットルとして計算する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、条例別表に規定するし尿に係る普通手数料については、月の中途において、収集を開始し、又は中止した場合及び便槽个数又は家族数に変更を生じた場合の算定方法並びに当該手数料の算定の基礎となるし尿収集量の算定方法等は市長が定める。

(一般廃棄物処理手数料の徴収方法)

**第23条** 一般廃棄物処理手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。

- (1) 事業用手数料(条例別表に規定する収集、運搬及び処分を伴うものに係る事業用手数料をいう。以下同じ。) 指定袋を交付する時に徴収する。
  - (2) 終末処分に係る手数料 そのつど徴収する。
  - (3) 粗大ごみ処理手数料 粗大ごみ処理手数料券を交付する時に徴収する。
  - (4) 臨時ごみに係る手数料 そのつど徴収する。
  - (5) 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料 そのつど徴収する。
  - (6) し尿に係る普通手数料 2月分を一括して徴収する。
  - (7) し尿に係る特殊手数料 そのつど徴収する。
  - (8) 飼養する動物の死体に係る手数料 そのつど徴収する。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める者に対しては、一般廃棄物処理手数料を分納させ、又は他の方法で徴収することができる。
  - 3 し尿に係る普通手数料の納期限については、毎年度4月から順次2か月ごとに当該2か月分に係るものの納期として6期に区分し、当該各納期におけるそれぞれ当該2か月の後半の月の初日から翌月の末日までの範囲内において市長が定める。

(一般廃棄物処理手数料の還付)

**第24条** 市長は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について一般廃棄物処理手数料を還付する。

- (1) 事業用手数料に係る未使用の指定袋の返還があった場合 当該未使用の指定袋に係る既納の  
手数料の全額
- (2) 粗大ごみ処理手数料に係る未使用の粗大ごみ処理手数料券の返還があった場合 当該未使

用の粗大ごみ処理手数料券に係る既納の手数料の全額

(3) 既納のし尿に係る手数料について第22条第5項に規定する事由その他の事由により当該し尿に係る手数料に過納額が生じた場合 当該過納額

2 一般廃棄物処理手数料の還付を受けようとする者は、速やかに一般廃棄物（し尿を除く。）処理手数料還付申請書（様式第5号）又はし尿取扱手数料還付申請書（様式第5号の2）を提出しなければならない。

（一般廃棄物処理手数料の減免）

**第25条** 条例第31条第1項の規定による一般廃棄物処理手数料の減免は、次の各号に定めるところにより行うことができる。

(1) 天災又は火災による被害を受けた住宅から発生した家庭系廃棄物（市長が別に定める基準に該当するものに限る。）を当該被害を受けた者が処分する場合 免除

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者が排出する家庭系廃棄物（市長が別に定める基準に該当するものに限る。）を処理する場合 免除

(3) その他市長が特に必要と認める場合 減額又は免除

2 事業者（国及び地方公共団体を含む。）に係る一般廃棄物処理手数料については、減免しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる一般廃棄物処理手数料については、減免しないものとする。

(1) 粗大ごみ処理手数料

(2) 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料

(3) 飼養する動物の死体に係る手数料

4 第1項第3号の規定により減額する額は、市長が別に定める。

5 第1項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、天災又は火災の場合であって市長が特に認めるときは、この限りでない。

（一般廃棄物収集運搬業の許可の申請）

**第26条** 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業（同項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬の業をいう。以下同じ。）の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者（以下これらの者を「収集運搬業申請者」という。）は、一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて



市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画調書（様式第8号）
- (2) 事務所又は営業所にあつては付近の見取図、車庫にあつてはその平面図及び付近の見取図、積替施設又は保管施設にあつてはその平面図及び立面図並びに付近の見取図
- (3) 収集運搬業申請者が前号に規定する施設の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (4) 収集運搬業申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し
- (5) 収集運搬業申請者が法人である場合にあつては、定款、登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し
- (6) 収集運搬業申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した申告書（様式第9号）
- (7) 従業者名簿（様式第10号）及び事業の用に供する車両の運転業務に就く従業者の運転免許証の写し
- (8) 収集運搬業申請者の印鑑登録証明書（法人にあつては、その代表者の印鑑証明書）
- (9) 事業の開始に要する資金及びその調達方法に関する調書（様式第11号）
- (10) 収集運搬業申請者が個人である場合にあつては、前年度における所得税及び住民税の納税証明書
- (11) 収集運搬業申請者が法人である場合にあつては、前年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税及び法人住民税の納税証明書
- (12) 契約（予定）者名簿（様式第12号）及び当該契約者との契約書（契約予定者の場合は、これに類するもの）の写し
- (13) 事業の用に供する車両及び器材の一覧表（様式第13号）
- (14) 収集運搬車両の正面、両側面及び後面の写真
- (15) 収集運搬車両の自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車任意保険証の写し
- (16) 収集運搬業申請者が収集運搬車両の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (17) 人員配置図（様式第14号）
- (18) 誓約書（様式第15号）
- (19) その他市長が必要と認める書類及び図面

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

**第27条** 一般廃棄物収集運搬業の許可及び許可の更新に係る基準は、法令に定めのあるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収集運搬業申請者又はその使用者が、八尾市職員倫理条例（平成10年八尾市条例第24号）第8条第1項の規定による警告を受けたものにあつては、当該警告を受けた日から2年を経過していること。
- (2) 収集運搬業申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらの者を「暴力団員等」という。）でないこと。
- (3) 収集運搬業申請者が法人の場合にあつては、その役員又は法第7条第5項第4号ト及びヌの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
- (4) 収集運搬業申請者が法人の場合にあつては、暴力団員等がその事業活動を支配するものではないこと。
- (5) 収集運搬業申請者が個人の場合にあつては、法第7条第5項第4号ト及びブルの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
- (6) 収集運搬業申請者が自らその事業を実施する者であること。
- (7) 市内に独立した事務所又は営業所を有していること。
- (8) 前号に規定する事務所又は営業所に従業員を常駐させていること。
- (9) 収集運搬車両は、非常時における代替車両が確保され、かつ、原則として自ら所有していること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）。
- (10) 一般廃棄物（食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第21条第1項に規定する同法第11条第1項の登録に係る同条第2項第3号の事業場に運搬される食品循環資源をいう。以下同じ。）を除く。）の収集運搬車両は、次に掲げる基準をすべて満たすものであること。
  - ア 近畿運輸局大阪運輸支局管轄区域内の登録を受けたものであること。
  - イ 本市域内の一般廃棄物（食品循環資源を除く。）の収集又は運搬に限り使用する専用車両であること。
  - ウ 市内に収集運搬車両を衛生的に保管できる車庫（収集運搬業申請者が使用に関する権原を有しているもの）があること。

(11) 一般廃棄物（食品循環資源に限る。）の収集運搬車両は、次に掲げる基準をすべて満たすものであること。

ア 一般廃棄物（食品循環資源に限る。）の運搬に限り使用する専用車両であること。

イ 収集運搬車両を衛生的に保管できる車庫（収集運搬業申請者が使用に関する権原を有しているもの）があること。

(12) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(13) 一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。

2 前項に定めるもののほか、一般廃棄物収集運搬業の許可及び許可の更新に係る基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一般廃棄物収集運搬業の許可の条件）

**第28条** 市長は、一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を行うときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(2) 収集した一般廃棄物（食品循環資源を除く。）は、第12条第1項各号に掲げる基準に従い、市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入するものとし、搬入については市長が指定する日時に行うこと。

(3) 一般廃棄物の収集及び運搬並びに一般廃棄物処理施設への搬入については、市長が指示する分別形態とすること。

(4) 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、当該一般廃棄物が飛散し、及び流失しないようにするとともに収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(5) 保管容器又は積替容器については、静置又は作業中に一般廃棄物が飛散し、及び流失し、並びに悪臭が漏れないものとし、使用目的に適合した数量を十分に具備すること。

(6) 一般廃棄物（し尿又は浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬車両は塵芥収集車を原則として最大積載量は1台につき4トン以下のものとし、一般廃棄物（し尿又は浄化槽汚泥に限る。）の収集運搬車両はバキューム車を原則として最大積載量は1台につき10トン以下のものとする。ただし、特別の事情により他の車両を使用する場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。

(7) 収集運搬車両は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた後、他の用途に使用することがないようにするとともに、常に整備し、及び良好で清潔な状態を確保すること。

(8) 車両標識等については、市長の指示に従うこと。

- (9) 産業廃棄物及び本市域外において収集した一般廃棄物を市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入しないこと。
- (10) 市が推進する環境施策に積極的に協力すること。
- (11) その他市長が必要と認めること。

(一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可)

**第29条** 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

3 前2条の規定は、一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可について準用する。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

**第30条** 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者(以下「清掃業許可申請者」という。)は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第17号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第26条各号(第6号を除く。)に掲げる書類。この場合において、これらの規定中「収集運搬業申請者」とあるのは、「清掃業許可申請者」とする。
- (2) 浄化槽汚泥に係る一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- (3) 清掃業許可申請者が浄化槽法第36条第2号(ホを除く。)のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (4) 清掃業許可申請者が環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条各号に掲げる技術上の基準に適合している旨を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類及び図面

(浄化槽清掃業の許可の基準)

**第31条** 浄化槽清掃業の許可の基準は、浄化槽法第36条に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 清掃業許可申請者が本市に事務所又は営業所を有していること。
- (2) 清掃業許可申請者が自らその業務を実施すること。
- (3) 清掃業許可申請者にあつては、環境省関係浄化槽法施行規則第11条各号に掲げる技術上の基準に適合するために必要な器具及び人員を有し、かつ、その業務を的確に遂行できる能力を

有すること。

2 前項に定めるもののほか、浄化槽清掃業の許可の基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般廃棄物処分業の許可の申請)

**第32条** 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業（同項に規定する一般廃棄物の処分の業をいう。以下同じ。）の許可を受けようとする者又は同条第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者（以下これらの者を「処分業申請者」という。）は、一般廃棄物処分業許可（更新）申請書（様式第18号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画調書
- (2) 一般廃棄物の処分の用に供する一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする当該施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（当該施設が最終処分場である場合には、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面を含む。）
- (3) 処分業申請者が前号に規定する施設の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (4) 処分業申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し
- (5) 処分業申請者が法人である場合にあつては、定款、登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し
- (6) 処分業申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した申告書
- (7) 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）を行おうとする場合にあつては、当該処分後の処理方法を記載した書類
- (8) 従業者名簿
- (9) 処分業申請者の印鑑登録証明書（法人にあつては、その代表者の印鑑証明書）
- (10) 事業の開始に要する資金及びその調達方法に関する調書
- (11) 処分業申請者が個人である場合にあつては、前年度における所得税及び住民税の納税証明書
- (12) 処分業申請者が法人である場合にあつては、前年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税及び法人住民税の納税証明書
- (13) 事業の用に供する設備及び器材の一覧表

- (14) 処分業申請者が一般廃棄物の処分の用に供する車両の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (15) 人員配置図
- (16) 誓約書
- (17) その他市長が必要と認める書類及び図面  
(一般廃棄物処分業の許可の基準)

**第33条** 一般廃棄物処分業の許可及び許可の更新に係る基準は、法令に定めのあるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 処分業申請者又はその使用者が、八尾市職員倫理条例第8条第1項の規定による警告を受けたものにあつては、当該警告を受けた日から2年を経過していること。
- (2) 処分業申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらの者を「暴力団員等」という。）でないこと。
- (3) 処分業申請者が法人の場合にあつては、その役員又は法第7条第5項第4号ト及びヌの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
- (4) 処分業申請者が法人の場合にあつては、暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。
- (5) 処分業申請者が個人の場合にあつては、法第7条第5項第4号ト及びルの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
- (6) 処分業申請者が自らその事業を実施する者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。

2 前項に定めるもののほか、一般廃棄物処分業の許可及び許可の更新に係る基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可)

**第34条** 一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

3 前条の規定は、一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可につい

て準用する。

(変更の届出)

**第35条** 法第7条の2第3項の規定による変更の届出又は浄化槽法第37条の規定による届出をしようとする者は、許可申請事項変更届出書(様式第20号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

**第36条** 法第7条の2第3項の規定による廃止の届出又は浄化槽法第38条の規定による届出をしようとする者は、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業廃止等届出書(様式第21号)に許可証を添えて市長に提出しなければならない。

(許可証の交付等)

**第37条** 市長は、条例第32条から第34条までに規定する許可又は許可の更新の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、許可又は許可の更新の適否を決定する。

2 市長は、法第7条第1項の許可をし、同条第2項の規定による許可の更新をし、又は一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第22号)を交付する。

3 市長は、法第7条第6項の許可をし、同条第7項の規定による許可の更新をし、又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(様式第23号)を交付する。

4 市長は、浄化槽法第35条第1項の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(様式第24号)を交付する。

5 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者(以下これらの者を「一般廃棄物処理業者」という。)並びに浄化槽清掃業者は、許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書(様式第25号)により市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

(許可車両等の表示)

**第38条** 一般廃棄物(食品循環資源を除く。)の収集運搬車両(次条第1項の規定による許可に係る車両を除く。)には、車体の両側面に長方形の黒色地に白色の文字で「八尾市許可 番号」(番号の部分は、一般廃棄物収集運搬業許可証に記載された当該許可に係る番号とすること。)と表示しなければならない。

(代替車両)

**第39条** 一般廃棄物収集運搬業者は、その許可に係る収集運搬車両（第4項において「本来の収集運搬車両」という。）のやむを得ない事由により、当該収集運搬車両が使用できない場合において、当該収集運搬車両以外の車両を臨時に使用しようとするときは、あらかじめ代替車両使用許可申請書（様式第26号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可に係る車両について、車両承認証（様式第27号）を交付するものとする。

3 前項の車両承認証の交付を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、常にこれを当該第1項の規定による許可に係る車両の所定の部分に貼付しておかなければならない。

4 第2項の車両承認証の交付を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該車両承認証を市長に返納しなければならない。

（1）車両承認証の有効期間が満了したとき。

（2）本来の収集運搬車両が使用できるようになったとき。

（許可の取消し等）

**第40条** 市長は、条例第38条の規定による許可の取消しをするときは許可取消書（様式第28号）により、同条の規定による事業の全部又は一部の停止の命令をするときは業務停止命令書（様式第29号）により、それぞれ行うものとする。

2 市長は、条例第38条の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命じたために生じた損害については、その責めを負わない。

（一般廃棄物処理業審査委員会）

**第41条** 市長は、条例第32条から第34条までに規定する許可及び許可の更新の適否に係る事項並びに条例第38条に規定する許可の取消し等に係る事項の審査のため、一般廃棄物処理業審査委員会を置く。

2 前項に規定する一般廃棄物処理業審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一般廃棄物処理状況の報告）

**第42条** 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、毎月10日までに、前月の当該許可に係る事業又は業務の状況について一般廃棄物処理状況報告書（様式第30号から様式第33号まで）を市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

**第43条** 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第34号）とする。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）



第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第35号）とする。

（一般廃棄物処理施設の設置の許可証）

**第44条** 市長は、法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者に対し、許可証（様式第36号）を交付する。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（一般廃棄物処理施設の検査）

**第45条** 省令第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第37号）とする。

2 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第38号）とする。

3 省令第4条の4の4の規定による通知に係る書面は、定期検査結果通知書（様式第39号）とする。

（特定一般廃棄物最終処分場の報告）

**第46条** 省令第4条の17の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（様式第40号）とする。

（一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出）

**第47条** 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設の軽微な変更等届出書（様式第41号）とする。

（一般廃棄物の最終処分場の埋立処分の終了の届出）

**第48条** 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書（様式第42号）とする。

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

**第49条** 省令第5条の5の2第1項（省令第5条の5の4において準用する場合を含む。）及び第5条の10の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第43号）とする。

（法第9条第6項の規定による欠格要件の届出）

**第50条** 省令第5条の5の3の届出書は、欠格要件該当届出書（様式第44号）とする。

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定）

**第51条** 省令第5条の5の5第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請書（様式第45号）とする。

2 法第9条の2の4第2項の規定による更新を受けようとする者は、前項の申請書を市長に提出

しなければならない。

3 市長は、法第9条の2の4第1項の認定又は同条第2項の規定による更新をしたときは、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証（様式第46号）を交付する。

4 省令第5条の5の10第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設休廃止等届出書（様式第47号）とする。

5 省令第5条の5の11第1項の報告書は、一般廃棄物処理施設に係る熱回収報告書（様式第48号）とする。

（一般廃棄物処理施設の設置等の届出）

**第52条** 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書（様式第49号）を市長に提出して行わなければならない。

2 法第9条の3第8項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設変更届出書（様式第50号）を市長に提出して行わなければならない。

（一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）

**第53条** 省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（様式第51号）とする。

（一般廃棄物処理施設の設置法人の合併又は分割の認可申請）

**第54条** 省令第5条の12第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設の設置法人の合併・分割認可申請書（様式第52号）とする。

（一般廃棄物処理施設の相続の届出）

**第55条** 省令第6条第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設相続届出書（様式第53号）とする。

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）

**第56条** 省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る届出書（様式第54号）とする。

2 市長は、前項の規定により届出を受理したときは、受理書（様式第55号）を交付する。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る変更等届出書（様式第56号）を市長に提出して行わなければならない。

（一般廃棄物処理施設の許可証等の再交付）

**第57条** 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者及び法第9条の2の4第1項の認定を受けた者は、第44条第1項の規定により交付を受けた許可証又第51条第3項の規定により交付を

受けた熱回収施設設置者認定証（以下「許可証等」という。）を亡失し、又は汚損したときは、速やかに許可証等再交付申請書（様式第57号）を市長に届け出て、許可証等の再交付を受けなければならない。この場合において、当該再交付が許可証等を汚損したことによるときは、届出の際に、汚損した許可証等を添付しなければならない。

- 2 亡失により前項の規定による再交付を受けた者は、亡失した許可証等が発見されたときは、当該発見された許可証等を、直ちに返還しなければならない。

（一般廃棄物処理施設の許可証等の返還）

**第58条** 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに当該交付を受けた許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 法第9条第3項の規定により廃止の届出をしたとき。
- (2) 許可の取消しの処分を受けたとき。

- 2 法第9条の2の4第1項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに当該交付を受けた認定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 認定がその効力を失ったとき。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条の5の規定により廃止の届出をしたとき。
- (3) 認定の取消しの処分を受けたとき。
- (4) 前項各号のいずれかに該当したとき。

（書類等の様式）

**第59条** 次の各号に掲げる書類等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第9条の3の3第1項の規定による届出に係る書類 様式第58号
- (2) 法第9条の3の3第3項において準用する法第9条の3第8項の規定による届出に係る書類 様式第59号
- (3) 省令第3条第5項第6号、第5条の3第3項第6号、第5条の11第2項第2号、第5条の12第2項第3号ロ及び第6条第2項第3号に掲げる書類 様式第60号
- (4) 省令第3条第5項第8号、第5条の11第2項第4号及び第6条第2項第4号に掲げる資産に関する調書 様式第61号
- (5) 省令第3条第5項第11号、第5条の3第3項第7号（省令第3条第5項第11号に係る部分に限る。）、第5条の11第2項第7号並びに第5条の12第2項第2号ハ及び第3号ハに掲げる書類 様式第62号

(6) 省令第6条第2項第5号に掲げる書類 様式第63号

(身分証明書)

**第60条** 条例第43条第2項に規定する証明書の様式は、様式第64号のとおりとする。

(業務長)

**第60条の2** 市長は、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の処理及び廃棄物の減量等に関する事業（以下「ごみ処理事業等」という。）の実施体制の安全かつ円滑な運営を図るため、環境部循環型社会推進課及び環境事業課に業務長を置くことができる。

2 業務長は、上司の命を受けて担任業務を掌理し、所属職員を指揮監督するほか、上司の指示に基づきごみ処理事業等の施策立案に参画する。

3 業務長は、環境部循環型社会推進課及び環境事業課に属する職員のうちから市長が任命する。

(主任技能長)

**第60条の3** 市長は、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥に限る。）の処理の実施体制の安全かつ円滑な運営を図るため、環境部環境施設課に主任技能長を置くことができる。

2 主任技能長は、上司の命を受けて担任業務を掌理するとともに、技能長を統括し、所属職員を指揮監督する。

3 主任技能長は、環境部環境施設課に属する職員のうちから市長が任命する。

(技能長及び作業長)

**第61条** 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分又は浄化槽の清掃に関する業務を指揮監督するため、環境部に技能長及び作業長を置くことができる。

2 技能長は、業務長又は主任技能長を補佐するとともに（業務長又は主任技能長を置く場合に限る。）、上司の命を受けて担任業務を掌理する。

3 作業長は、上司の命を受けて担任業務を掌理する。

4 技能長及び作業長は、本市職員のうちから市長が任命する。

(主任)

**第62条** 市長は、作業長を補佐し、業務の円滑な運営を図るため、環境部に主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受けて担任業務を掌理し、技能員及び労務員を指揮する。

3 主任は、環境部に属する職員のうちから市長が任命する。

(その他)

**第63条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

## 附 則 (平成19年3月30日規則第38号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則 (平成20年3月31日規則第39号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則 (平成20年11月28日規則第77号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

## 附 則 (平成21年3月25日規則第14号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則 (平成21年9月30日規則第41号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定（「大阪市環境事業局八尾工場」を「大阪市環境局八尾工場」に、「八尾市立廃棄物処理センター」を「八尾市立リサイクルセンター」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成23年2月2日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成23年3月16日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則 (平成24年7月6日規則第45号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

## 附 則 (平成25年3月30日規則第22号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則 (平成25年6月13日規則第62号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則**（平成27年 3 月31日規則第22号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成29年 3 月31日規則第25号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、第38条の改正規定は、同年 7 月 4 日から施行する。

**附 則**（平成30年 3 月31日規則第42号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（発令）

12 この規則の施行の際、現に担当にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）をもって当該課係長として発令されたものとみなす。

13 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる部課に属する職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもってそれぞれ対応する同表右欄に掲げる部課に属すべき職員として発令されたものとみなす。

旧所属	新所属
人権文化ふれあい部 市民ふれあい課	人権文化ふれあい部 コミュニティ政策推進課

**附 則**（平成30年 3 月31日規則第74号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成31年 2 月15日規則第 2 号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成31年 3 月31日規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（八尾市事務分掌規則の一部改正）

2 八尾市事務分掌規則（昭和38年八尾市規則第180号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

**附 則**（令和元年 9 月30日規則第19号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日規則第30号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第29号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。


附 則（令和4年3月31日規則第33号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

5 cm

16 cm

台紙			
<p>八尾市粗大ごみ 処理手数料券</p> <p>原符 (販売店控)</p> <p>400円</p> <p>取扱店 受付印</p> <p>八尾市 No.</p>	<p>八尾市粗大ごみ 処理手数料券領収書 (購入者控) 400円</p> <table border="1"><tr><td style="text-align: center;">収集日</td></tr><tr><td style="text-align: center;">月 日</td></tr></table> <p>● 裏面の注意事項 をご確認いただき、 収集日を記入の上、 粗大ごみの収集が 終わるまで大切に 保管してください。</p> <p>取扱店 受付印</p> <p>八尾市 No.</p>	収集日	月 日
収集日			
月 日			
No. 八尾市粗大ごみ処理手数料券			
収集日	受付番号		
月 日	月 日		
			
400円			
<p>※このシールを粗大ごみの目立つところに貼り、指定された収集日に出してください。 ※一度はがすと無効となりますのでご注意ください。</p>			
▲ここからはがしてください。 台紙 No.			

11 cm

様式第1号の2 (第13条関係)

一般廃棄物搬入申請書

年 月 日

(あて先) 八尾市長

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏 名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

電話番号

次のとおり市の一般廃棄物処理施設へ搬入したいので、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第13条第1項の規定により申請します。

一般廃棄物の発生場所	
搬入者氏名	
搬入者と申請者との関係	
搬入者の電話番号	
一般廃棄物の種類	
搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで
1日の搬入回数	
搬入車両の種別	自動車登録番号 トン車
搬入場所	<input type="checkbox"/> 大阪広域環境施設組合八尾工場 <input type="checkbox"/> 八尾市立リサイクルセンター <input type="checkbox"/> 八尾市一般廃棄物最終処分場

注意 申請者とは、一般廃棄物の排出者です。



様式第2号（第14条関係）

事業系一般廃棄物減量計画等報告書

(あて先) 八尾市長

年 月 日作成  
年 月 日提出

事業者 名称 代表者	所在地	作成者	<input type="checkbox"/> 事業系廃棄物管理責任者 <input type="checkbox"/> その他の者	
			部 課	
			役 職 名	
			氏 名	
印		電話番号		
排出事業所の所在地	排出事業所の名称			

事業系一般廃棄物減量計画等報告書を作成したので、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第24条第1項の規定により提出します。

1 実績及び計画書

区分 種類	前年度（4月～3月）実績				今年度（4月～3月）計画				対 前 年 度 比		
	発生量	処 理 内 容	再利用率	再利用率	発生量	処 理 内 容	再利用率	再利用率	発生量	再 生 量	廃棄物 処理量
	A	再生利用 量 B			廃棄物処 理量 C	B/A					
トン	トン	トン	%	トン	トン	トン	%	トン	トン	トン	
合 計											

2 事業所の概要

業 種			従業員数	常時	名
土地の所有者			設立年月日	年 月 日	
建物の所有者			小売業は1日の平均来客数、旅館・ホテルは客室数、病院はベッド数、学校は生徒数		
建物の規模	地上	階・地下	階・延べ面積	㎡	

3 一般廃棄物の処理方法

□収集運搬業者			□処分業者			□最終処分先		
所在地			所在地			所在地		
業者名			業者名			業者名		
電話番号			電話番号			電話番号		
廃棄物の種類	排出量(トン)		廃棄物の種類	処分量(トン)		廃棄物の種類	処分量(トン)	

□資源回収業者					
業 者 名	所 在 地		電 話 番 号	品 目	回 収 量 (トン)

□自己処理		
自己処理の有無	自己処理の方法	年度処理実績
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 焼却	
<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他( )	

4 廃棄物保管場所

区	分	保 管 場 所	保管場所面積 (㎡)
一 般 廃 棄 物			
再 利 用 可 能 物			

5 テナントビル

管 理 会 社 名	所 在 地	電 話 番 号

6 減量及び再利用の状況

7 前年度と比べて増減する理由

8 今後の取組み

様式第3号（第15条関係）

事業系廃棄物管理責任者選任（変更）届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

所在地  
 名称  
 多量排出事業者 代表者氏名 印  
 電話番号

事業系廃棄物管理責任者を（選任・変更）したので、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

排出事業所の所在地		
排出事業所の名称		
選任	部 課 名	
	役 職 名	
	氏 名	
	連 絡 先	
	選任年月日	
変更	部 課 名	
	役 職 名	
	氏 名	
	連 絡 先	
	変更年月日	
	変更の理由	

様式第4号（第16条関係）

廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

電話番号

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

建 築 物	名 称	
	所 在 地	
	床面積の合計	平方メートル
	構 造	造 地上 階 地下 階
	用 途	
	予 定 事 業 所 数	
敷 地 の 面 積		平方メートル
工 事 施 工 者	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）	
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	電話番号
工事着手予定年月日		
工事完了予定年月日		
使用開始予定年月日		
再生利用できる 廃棄物の保管場所	数 量	箇所 計 平方メートル
	保管に用いる容器 種 類 数 量	
再生利用できない 廃棄物の保管場所	数 量	箇所 計 平方メートル
	保管に用いる容器 種 類 数 量	
保管場所への進入道路の幅員		メートル
保管場所における洗浄設備		箇所
保管場所における排水設備		箇所

※ 添付図面

- （1） 事業用大規模建築物の付近の見取図
- （2） 保管場所に係る位置図、平面図及び立面図

様式第5号（第24条関係）

一般廃棄物（し尿を除く。）処理手数料還付申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

電話番号

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第24条第2項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理手数料の還付を申請します。

手数料の種類	指定袋・粗大ごみ処理手数料券	
手数料精算額	既納手数料額	
	納付年月日	年 月 日
	取消し又は変更後の手数料額	
	還付金額	
振 込 先	銀行・農協・信金・信組 本店・支店 普通・当座 No. フリガナ 口座名義	
添 付 書 類		
備 考		

様式第5号の2 (第24条関係)

し尿取扱手数料還付申請書

年 月 日

(あて先) 八尾市長

住 所

申請者 氏 名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

電話番号

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第24条第2項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理手数料の還付を申請します。

手数料の種類	し尿取扱手数料
還付の理由が生じた年月日	年 月 日
還付の理由	
既納手数料額	
取消し又は変更後の手数料額	
還付金額	
添付書類	
備 考	

様式第6号（第25条関係）

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住 所  
申請者 氏 名 印  
電話番号

一般廃棄物処理手数料の（免除・減額）を受けたいので、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

一般廃棄物の種類	
手数料の取扱区分	
減免申請の理由	
減免を受けようとする期間	
添付書類	
備考	

様式第7号（第26条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第2項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の（許可・許可の更新）を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

他の都道府県又は市町村における廃棄物処理業許可取得状況	
当初許可年月日及び許可番号 （許可の更新の申請時に記入すること。）	



様式第8号（第26条関係）

事業計画調書

個人	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
法人	所 在 地	
	名 称	
	代表者の職・氏名	
八尾市内における営業所等の所在地及び電話番号		
取り扱う一般廃棄物の種類		
処 理 区 分		
一般廃棄物の積替え又は保管の有無		
施設の所在地	収集運搬車両の車庫	
	一般廃棄物の積替場所	
	一般廃棄物の保管場所	
収集運搬料金の徴収方法		
事 業 区 域		
処 理 事 業 所 数		
収集運搬車両の台数		
作 業 人 員		運転者 名 作業員 名
1月当たりの稼働日数		
1日当たりの収集運搬量		
1月当たりの収集運搬量		
収集運搬の方法		
備 考		

様式第9号（第26条関係）

申 告 書

（あて先）八尾市長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないことを申告します。

年 月 日

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申告者 氏 名 印

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

電話番号

様式第10号（第26条関係）

従 業 者 名 簿

役職名又は職種	氏 名	住 所	常勤・非常勤の別	性別	生 年 月 日	備 考

注1 職種には、一般事務員、営業、運転手、作業員等の職種を記入すること。

2 車両の運転業務に就く従業者の運転免許証の写しを添付すること。

役員及び従業者数

	役 員	事 務 員	技 術 員	運 転 手	作 業 員	計
男						
女						
計						

様式第11号 (第26条関係)

事業開始資金及び調達方法に関する調書

事業の開始に要する資金の総額			
資金調達方法	自	己	資
			金
	金	融	機
	関	借	入
	資	金	
	そ		
	の		
	他		

様式第12号（第26条関係）

契 約（ 予 定 ） 者 名 簿

契 約 事 業 所 名	所 在 地	電 話 番 号	収 集 運 搬 す る 一 般 廃 棄 物 の 種 類	1 月 当 た り の 収 集 運 搬 予 定 量 ト ン	搬 入 先

注 1 新規申請者は、契約予定事業所を記載すること。

2 更新の申請の場合であって契約予定事業所があるときは、当該契約予定事業所についても必ず記載すること。

様式第13号（第26条関係）

事業の用に供する車両及び器材の一覧表

車 両 又 は 器 材 名	自 動 車 登 録 番 号 等	最 大 積 載 量 等	車 検 ・ 定 期 検 査 の 有 効 期 限	使 用 目 的	備 考

注 車両又は器材名欄には「パッカー」、「プレスパッカー」、「ロータリー」、「箱型ダンプ」、「その他（ ）」等を記載すること。

様式第14号 (第26条関係)

人 員 配 置 図

車種及び自動車登録番号	運 転 手 氏 名	運 転 免 許 証 号 種 類 及 び 番 号	助 手 氏 名	運 転 免 許 証 号 種 類 及 び 番 号

八尾市内にある事務所及び営業所の名称及び所在地	電 話 番 号	常 駐 者 氏 名

誓 約 書

私は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたうちは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則並びに八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則を遵守し、貴市に迷惑をかけることのないよう次のとおり誓約いたします。

年 月 日

（あて先）八尾市長

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

記

- 1 私は、一般廃棄物収集運搬業者として、その公共性を自覚し適正に業務を遂行するとともに貴市の指示に従い、市民に迷惑をかけることはいたしません。
- 2 業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合又は業者間で紛争が生じた場合は、私の責任において誠意をもって解決します。
- 3 社会的条件等の変化により、自らの営業を維持することが困難になったとき、又は許可の取消し等の処分を受けたときにおいて、貴市に対して一切の補償その他の要求はいたしません。
- 4 この誓約に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議ありません。

様式第16号（第29条関係）

一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏 名 印

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

取り扱う一般廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物（浄化槽汚泥を除く。） <input type="checkbox"/> 浄化槽汚泥
許可年月日及び許可番号	
変更内容	
変更理由	



様式第17号（第30条関係）

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏 名 印

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

電話番号

浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

八尾市内における事務所等の所在地及び電話番号	
営 業 区 域	
事業に供する車両、器材の種類及び数量	
従 業 員 の 数	
事業の用に供する施設の概要	
他の都道府県又は市町村における浄化槽清掃業許可取得状況	
当初許可年月日及び許可番号	

様式第18号（第32条関係）

一般廃棄物処分業許可（更新）申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項又は第7項の規定により、一般廃棄物処分業の（許可・許可の更新）を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

取り扱う一般廃棄物の種類	
八尾市内における事業場等の所在地及び電話番号	
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（最終処分場の場合は、埋立地の面積及び容量）	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
他の都道府県又は市町村における廃棄物処理業許可取得状況	
当初許可年月日及び許可番号（許可の更新の申請の時に記入すること。）	

様式第19号（第34条関係）

一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

取り扱う一般廃棄物の種類	
許可年月日及び許可番号	
変 更 内 容	
変 更 理 由	

許可申請事項変更届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

電話番号

（一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業・浄化槽清掃業）に関する許可申請事項に変更があったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項及び浄化槽法第37条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号		
変 更 年 月 日		
変 更 事 項		
変更内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 す る 理 由		
備 考		

様式第21号（第36条関係）

一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業廃止等届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

電話番号

（一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業・浄化槽清掃業）の（全部・一部）の廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項及び浄化槽法第38条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	
事業所等の所在地及び名称	
廃止等年月日	
一部を廃止した場合にあっては、当該廃止した事業の範囲及び内容	
廃止等の理由	
備 考	

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所  
氏 名 様

第 7 条 第 1 項 の 許 可  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 2 項の更新の許可を受けた者であること  
第 7 条 の 2 第 1 項 の 許 可

を証します。

年 月 日

八尾市長 印

許 可 の 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
取 扱 一 般 廃 棄 物 の 種 類	
処 理 区 分	
事 業 区 域	
事 務 所 等 の 所 在 地	
許 可 の 条 件	

一般廃棄物処分業許可証

住 所  
氏 名 様

第7条第6項の許可  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第7項の更新の許可を受けた者であること  
第7条の2第1項の許可

を証します。

年 月 日

八尾市長 印

許可の有効期間	
取り扱う一般廃棄物の種類	
事務所の所在地	
事業場の所在地	
事業の用に供する施設の種類、 数量、設置場所及び処理能力 (最終処分場の場合は、埋立地 の面積及び容量)	
事業の用に供する施設の処理方 式、構造及び設備の概要	
許可の条件	

浄化槽清掃業許可証

住 所  
氏 名 様

浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者であることを証します。

年 月 日

八尾市長 印

取扱廃棄物の種別	
営業所等の所在地	
許可の有効期間	
営業の区域	
許可の条件	



許 可 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

電話番号

一般廃棄物収集運搬業

亡失

一般廃棄物処分業

浄化槽清掃業

許可証を き損したので、八尾市廃棄物の減量及び適正処理

汚損

に関する条例施行規則第37条第5項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
亡 失 等 の 年 月 日	
亡 失 等 の 理 由	

※ き損又は汚損の場合は、その許可証を添付すること。

代替車両使用許可申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

電話番号

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第39条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	
代替車両の自動車 登 録 番 号	
代替車両の使用予定期間	
本来の許可車両の自動車 登 録 番 号	
代替車両を使用する理由	

添付書類

- 1 代替車両の自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車任意保険証の写し
- 2 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が当該代替車両の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類

様式第27号（第39条関係）

車 両 承 認 証	
八尾市許可 号	
1	車両番号
2	有効期間
3	用 途
年 月 日	
八尾市長 印	

様式第28号（第40条関係）

第 号

許 可 取 消 書

住 所  
氏 名 様

年 月 日付第 号で許可した については、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第38条の規定により取り消す。

年 月 日

八尾市長 印

1 取消しの理由

2 その他

（教示）

業 務 停 止 命 令 書

住 所

氏 名 様

年 月 日付第 号で許可した については、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第38条の規定により、次のとおり業務の停止を命ずる。

年 月 日

八尾市長

印

- 1 停止を命ずる業務
- 2 停止を命ずる期間
- 3 停止を命ずる理由
- 4 その他

（教示）

## 様式第30号 (第42条関係)

一般廃棄物処理状況報告書 (ごみ・収集運搬業用)

年 月 日

(あて先) 八尾市長

住所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
許可番号 報告者 氏名 印  
(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)  
電話番号

年 月の業務実績について、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第42条の規定により、次のとおり報告します。

排出事業所 事業所名 所在地 電話番号	一般廃棄物 の種類	収集運搬量 (トン)	収集運搬回数 (回)	搬 入 先 (トン)			
				大阪広域環境施設 組合八尾工場	八尾市立リサイ クルセンター	八尾市一般廃棄 物最終処分場	そ の 他
合 計							

※ この報告書は、当該月分を翌月の10日までに提出すること。

## 様式第31号 (第42条関係)

一般廃棄物処理状況報告書 (ごみ、処分業用)

年 月 日

(あて先) 八尾市長

住所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
許可番号 報告者 氏名 印  
(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)  
電話番号

年 月の業務実績について、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第42条の規定により、次のとおり報告します。

### 1 一般廃棄物の処分の状況

一般廃棄物の種類	処分方法	受 入 元 (自己搬入者又は収集運搬業者)			処分量 (トン)	備 考
		氏名又は名称	住所又は事務所等の所在地及び電話番号	許可番号		

### 2 処分 (埋立処分及び海洋投入処分を除く。) 後の一般廃棄物の処分

持 出 日	持 出 先		持 出 量 (トン)	運 搬 者		備 考
	氏名又は名称	住所又は事務所等の所在地及び電話番号		氏名又は名称	住所又は事務所等の所在地及び電話番号	

※ この報告書は、当該月分を翌月の10日までに提出すること。

様式第32号 (第42条関係)

一般廃棄物処理状況報告書 (し尿用)

年 月 日

(あて先) 八尾市長

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

報告者 氏 名 印

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

電話番号

年 月の業務実績について、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第42条の規定により、次のとおり報告します。

作業班名	町 名	処 理 総 数		処 理 内 容				処 理 先				備 考
		世帯数	延処理量 (kt)	人 頭 制 世帯数	制 量 (kt)	従 量 制 件 数	制 量 (kt)	八尾市立衛生処理場		そ の 他		
								輸送量 (kt)	延台数	輸送量 (kt)	延台数	
合	計											

※ この報告書は、当該月分を翌月の10日までに提出すること。

様式第33号 (第42条関係)

一般廃棄物処理状況報告書 (浄化槽汚泥の収集運搬業・浄化槽清掃業用)

年 月 日

(あて先) 八尾市長

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

報告者 氏 名 印

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

電話番号

年 月の業務実績について、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第42条の規定により、次のとおり報告します。

届出番号	氏名又は名称	連絡先 (電話番号)	設置場所	浄化槽の種別	規 模 (人槽)	汚泥の搬入先と搬入量(t)		清掃日	清掃内容
						八尾市立 衛生処理場	そ の 他		
									定・臨
									定・臨
									定・臨
									定・臨
									定・臨
									定・臨
									定・臨
									定・臨
									定・臨
									定・臨
									定・臨

※ この報告書は、当該月分を翌月の10日までに提出すること。

※ 清掃内容の欄の「定」は定期清掃と、「臨」は臨時清掃とする。

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※ 許可年月日		年 月 日
※ 許可番号		
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 火格子面積 $m^2$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

## (第2面)

△一般廃棄物 処理施設の維持 管理に関する計 画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合） ・一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項 ・公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項 ・火災の発生の防止に関する事項 ・その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 （ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		





## (第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合)

発行済株式総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	有する株式の数 又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

## 備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記入する役員とは、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所					
一般廃棄物処理施設の種類					
許可年月日		年月日			
許可番号					
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類				
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変更前		変更後	
		㎥/日（ ）時間	㎥/日（ ）時間	㎥/時間	㎥/時間
		t/日（ ）時間	t/日（ ）時間	t/時間	t/時間
		火格子面積 ㎡	火格子面積 ㎡	埋立地の面積 ㎡	埋立容量 ㎥
埋立地の面積 ㎡		埋立容量 ㎥	埋立地の面積 ㎡	埋立容量 ㎥	
△一般廃棄物処理施設の構造及び設備に関する計画					
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画					
変更の理由					
変更のための工事の着工予定年月日		年月日			
変更後の使用開始予定年月日		年月日			
※ 許可年月日		年月日			
※ 許可番号					

申請者			
個人である場合			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
		住所	
法人である場合			
名称 (ふりがな)		住所	
法定代理人 (申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
個人である場合			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
		住所	
法人である場合			
名称 (ふりがな)		住所	
(ふりがな) 役員の氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合）

発行済株式総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	有する株式の数 又は出資の金額	本籍	
		割 合	住所	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - 1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - 3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - 4) 排ガスの性状に変更がある場合は、ばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - 5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 5 △印の欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。
- 6 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 7 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。
- 8 「役員」の欄に記入する役員とは、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

一般廃棄物処理施設 設置 許可証  
変更

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条 第1項の規定により、設置  
第9条 変更 の許可を受けた

一般廃棄物処理施設であることを証します。

年 月 日

八尾市長

印

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する 一般廃棄物の種類	
一般廃棄物処理施設の処理能力	
許可の条件	
備考	

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
一般廃棄物処理施設の設置場所	
竣工年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項（同法第9条の2の3第1項において設置者とみなして適用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	



定期検査結果通知書

年 月 日

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項（同法第9条の2の3第1項において設置者とみなして適用する場合を含む。）の定期検査の結果について、次のとおり通知します。

八尾市長

印

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日

様式第40号（第46条関係）

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（ 年度）

年 月 日

（あて先）八尾市長

報告者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定一般廃棄物最終処分場の設置場所	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立終了予定年月日	年 月 日
特定一般廃棄物最終処分場の放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記入すること。	

様式第41号（第47条関係）

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

届出者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項（同法第9条の3第11項及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称				
一般廃棄物処理施設の設置場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
許可年月日及び許可番号（届出年月日）		年 月 日 第 号		
変更の内容	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の2 【第5条の7において準用する第5条の2】 に規定する軽微な変更の内容			
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更	(変更前)	(変更後)	
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4 【第5条の9において準用する第5条の4】 に掲げる事項（同条第6号に掲げる事項を除く。）の変更	(変更前)	(変更後)	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項			
	区分	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍・住所
	変更前			
	変更後			
	変更前			
変更後				
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開)		
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日		
備考				
1 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。				
2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項の欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。				
3 変更がある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。				

様式第42号（第48条関係）

（表）

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

届出者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

一般廃棄物最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
一般廃棄物最終処分場の設置場所	
許可年月日及び許可番号 （届出年月日）	年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 $m^2$ 埋立の深さ $m$ 覆土の厚さ $m$

(裏)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
	種類	数量 (m <sup>3</sup> )	性状
埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状			

様式第43号（第49条関係）

（表）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条第5項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）  
第9条の2の3第2項

の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

一般廃棄物最終処分場の設置場所		
許可年月日及び許可番号 （届出年月日）	年 月 日	第 号
埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種類	数量 ( $m^3$ )
埋立地の面積及び埋立ての深さ	面積 埋立の深さ	$m^2$ m
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
埋め立てた水銀処理物の数量	
覆いの厚さ、材料及び強度	
基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供する一般廃棄物の最終処分についての措置の内容	
備考	
	<p>1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。</p> <p>2 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。</p> <p>3 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。</p> <p>4 覆いの厚さ、材料及び強度とは、基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いの厚さ、材料及び強度をいう。</p> <p>5 基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供する一般廃棄物の最終処分についての措置の内容とは、基準省令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置の内容をいう。</p> <p>6 基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供するものを除く一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする場合は、埋め立てた水銀処理物の数量欄、覆いの厚さ、材料及び強度の欄及び基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供する一般廃棄物の最終処分についての措置の内容欄は記入しない。</p> <p>7 基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供する一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする場合は、埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量欄、埋立地の保有水等の水質の状況欄、埋立地からのガスの発生の状況欄、埋立地の内部及び周辺地中の温度の状況欄及び埋立地の覆いの概要欄は記入しない。</p>

欠格要件該当届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

届出者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

※一般廃棄物処理施設の設置場所	
※一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>※欄については、届出者が施設設置者である場合のみ記入すること。</li> <li>「一般廃棄物処理施設の種類」欄には、この届出に係る許可に係る許可証に記載された施設の種別を記入すること。</li> <li>「該当するに至った欠格要件」欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを記入すること。</li> <li>「欠格要件に該当するに至った具体的事由」欄に記載事項の全てを記入することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</li> </ol>	



様式第45号（第51条関係）

一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4 第1項 認定  
 第2項 規定により、認定の更新 を  
 受けたいので、次のとおり申請します。

熱回収施設の設置場所		
※ 認 定 年 月 日		年 月 日
※ 認 定 番 号		第 号
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱 回 収 の 方 法	
	熱 回 収 率	%
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時間）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時間）（複数ある場合はそれぞれの能力）を記入すること。
- 4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、次の図面等を含むこと。
  - ① 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
  - ② 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記入すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記入すること。

一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証します。

年 月 日

八尾市長

印

認 定 年 月 日	
認 定 の 有 効 年 月 日	
熱 回 収 施 設 の 設 置 場 所	
熱 回 収 の 方 法	
熱 回 収 に 必 要 な 設 備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	<p>1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。</p> <p>2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。</p>

様式第47号（第51条関係）

一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

届出者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

熱回収施設の休廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、次のとおり届け出ます。

熱回収施設の設置場所		
認定年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理 由	
	年 月 日	年 月 日
廃止、休止又は再開をしたとき	理 由	（廃止・休止・再開）
	年 月 日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	内 容	
	理 由	
	年 月 日	年 月 日

様式第48号（第51条関係）

一般廃棄物処理施設に係る熱回収報告書

年 月 日

（あて先）八尾市長

報告者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、次のとおり報告します。

熱回収施設の設置場所	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
熱回収率	年4月1日から 年3月31日まで %
備考 熱回収率は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記入すること。	

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

届出者 住所

名称及び代表者の氏名

印

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置について、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※届出年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 火格子面積 $m^2$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

(裏)

△一般廃棄物 処理施設の維持 管理に関する計 画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合） ・一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項 ・公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項 ・火災の発生の防止に関する事項 ・その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 （ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。 4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 5 △印の欄にその記載事項の全てを記入することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。		

年 月 日

（あて先）八尾市長

届出者 住所

名称及び代表者の氏名

印

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更について、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変更前	変更後
		m <sup>3</sup> /日（ ）時間	m <sup>3</sup> /日（ ）時間
		t/日（ ）時間	t/日（ ）時間
		m <sup>3</sup> /時間 t/時間	m <sup>3</sup> /時間 t/時間
火格子面積 m <sup>2</sup>		火格子面積 m <sup>2</sup>	
埋立地の面積 m <sup>2</sup>	埋立地の面積 m <sup>2</sup>		
埋立容量 m <sup>3</sup>	埋立容量 m <sup>3</sup>		
△一般廃棄物処理施設の構造及び設備に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
変更のための工事の着工予定年月日		年 月 日	
変更後の使用開始予定年月日		年 月 日	
備考			
<p>1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。</p> <p>2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。</p> <p>3 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。</p> <p>1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図</p> <p>3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値</p> <p>4) 排ガスの性状に変更がある場合は、ばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値</p> <p>5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値</p> <p>4 △印の欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。</p> <p>5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</p>			

一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の  
譲受け  
借受け

の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

譲受け又は借受けの相手方の住所及び氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け又は借受けの許可年月日	年 月 日
※譲受け又は借受けの許可番号	第 号



申請者		
個人である場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
法人である場合		
名称(ふりがな)		住所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
個人である場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
法人である場合		
名称(ふりがな)		住所
(ふりがな) 役員の氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合）

発行済株式総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	有する株式の数 又は出資の金額	本籍	
		割 合	住所	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
- 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記入する役員とは、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

一般廃棄物処理施設の設置法人の合併・分割認可申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者 住所

名称及び代表者の氏名

印

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置

法人の 合併 の認可を受けたいので、次のとおり申請します。  
分割

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
合併又は分割の方法及び条件	
合併又は分割の理由	
合併又は分割の時期	
※ 認 可 年 月 日	年 月 日
※ 認 可 番 号	





(第4面)

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	有する株式の数 又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 「申請者」の欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- 「役員」の欄から「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人となる者」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。
- 役員とは、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第53号（第55条関係）

（表）

一般廃棄物処理施設相続届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

届出者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

一般廃棄物処理施設の設置の 許可を受けた 者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処  
届出をした

理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	年 月 日 第 号
相 続 の 開 始 の 日	

(裏)

相続人		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）		
個人である場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
法人である場合		
(ふりがな) 名称		住所
(ふりがな) 役員の氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
備考		
1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。		
2 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。		
3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。		
4 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。		



様式第54号（第56条関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の  
設置についての特例に係る届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

届出者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、一般廃棄物処理施設を設置したいので、次のとおり届け出ます。

産業 廃棄物 処理 施設	設 置 の 場 所	
	△ 産業廃棄物処理施設の種類	
	△ 処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）	t / 日 ( ) 時間 t / 時間 火格子面積 m <sup>2</sup> 埋立地の残余面積 m <sup>2</sup> 埋立残余容量 m <sup>3</sup>
	許 可 年 月 日	
	許 可 番 号	

	△ 処理する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）	
	△ 許 可 条 件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み		

備考

- 1 「産業廃棄物処理施設の種類の種類」欄については、廃プラスチック類の破碎施設、廃プラスチック類の焼却施設、木くずの破碎施設、がれき類の破碎施設、石綿含有産業廃棄物の溶融施設、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物若しくは動物の死体の焼却施設、遮断型産業廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の別を記入すること。
- 2 「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み」の欄については、廃プラスチック類、木くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、石綿含有一般廃棄物、基準不適合水銀処理物、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16各号に定める一般廃棄物の種類を記入すること。
- 3 次の書類を添付すること。
  - 1) 産業廃棄物処理施設許可証の写し
  - 2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては、次に掲げるいずれかの書類
    - イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類
    - ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分を業として行う者であることを示す書類
    - ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
    - ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9の認定証の写し
- 4 △印の欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。

受 理 書

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出を受  
理しました。

八尾市長

印

届 出 年 月 日	年 月 日	受理番号	
産業廃棄物処理施設 の設置の場所			
産業廃棄物処理施設 の種類			
処理する一般廃棄物 の種類			
産業廃棄物処理施設 設置許可年月日	年 月 日		
産業廃棄物処理施設 設置許可番号			
産業廃棄物処理施設 許可条件			

様式第56号（第56条関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての  
特例に係る変更等届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

届出者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話

産業廃棄物処理施設の種類の変更

処理する産業廃棄物の種類の変更 をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

一般廃棄物の処理の事業の廃止

第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出年月日及び受理番号		年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の設置場所		
届出の内容		<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の種類の変更 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の変更 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物の処理の事業の廃止
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更又は廃止の年月日		
変更又は廃止の理由		

許可証等再交付申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申請者  
住所  
氏名 印  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第57条第1項の規定により、次のとおり申請をします。

許可証又は認定証の名称	
許可年月日及び許可番号又は認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
再交付申請の理由	

添付書類 許可証又は認定証（亡失し、又は滅失した場合を除く。）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

届出者  
 住所  
 氏名 印  
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、次のとおり非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3$ / 日 ( ) 時間 $t$ / 日 ( ) 時間 $m^3$ / 時間 $t$ / 時間 火格子面積 $m^2$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

## (第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
届出者		
個人である場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
法人である場合		
名称(ふりがな)		住所

(第3面)

法定代理人(届出者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)

個人である場合

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所

法人である場合

名称(ふりがな)		住所
(ふりがな) 役員の氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

役員(届出者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

## (第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式総数	株	出資の額	
		有する株式の数 又は出資の金額	本籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	割合	住所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

## 備考

- 1 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の施設の種類の括弧書きすること。
- 2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。



非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

届出者

住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項において準用する法第9条の3第8項の規定により、次のとおり非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
設置の届出の年月日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更前	変更後
		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 火格子面積 $m^2$	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 火格子面積 $m^2$
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	

(第2面)

届出者

個人である場合

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所

法人である場合

名称(ふりがな)	住所

法定代理人(届出者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)

個人である場合

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所

法人である場合

名称(ふりがな)	住所

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所



(第4面)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- 1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の施設の種別を括弧書きすること。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) し尿処理施設の場合で、放流水の水質に変更がある場合は、生物化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び大腸菌群数等の項目
- 3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 5 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第60号（第59条関係）

施設の 設置及び維持管理 維持管理 に要する資金及びその調達方法

施設の 設置及び維持管理 に要する資金額		円
調達の 方法	自己資金	円
	金融機関等からの借入金	円
	その他	円

（注）上記を証する書類の提出を求めることがある。

〔資金額の内訳〕

(1) 事業用不動産

土地、建物の別	面積	取得方法 (買収、賃借の別)	取得に要する 資金額	取得又は 完成予定日
	m <sup>2</sup>		円	
計			円	

(2) 設備、機械、器具等

名称	形式、能力等	数量	単価	金額	設置又は 完成予定日
			円	円	
計				円	

(3) 維持管理費

使 途	金 額
計	円

備考 (1)及び(2)については、一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請の場合のみ記入すること。

資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種類別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
車両（船舶）			
備品			
その他			
資産計			

負債の種類別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負債計			

誓 約 書

申請者（申請を行う者のほか、申請者が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人を含む。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

（あて先）八尾市長

年 月 日

申請者

住所

氏名

印

（法人にあっては名称並びにその代表者氏名及びその印）

誓 約 書

届出者（届出を行う者のほか、届出者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人を含む。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

（あて先）八尾市長

年 月 日

届出者

住所

氏名

印



（表面）

身 分 証 明 書		第 号
所 属		(写 真)
職 名		
氏 名		
<p>上記の者は、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第43条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。</p>		
	発 行 日	年 月 日
	有効期限	年 月 日
	八尾市長	印

（裏面）

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第43条 市長は、法第19条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。